

## 地域気候変動適応センターに関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、環境科学国際センターに設置された地域気候変動適応センター（気候変動適応法第13条に規定する地域気候変動適応センター。以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 センターの名称は「埼玉県気候変動適応センター」とする。

### (組織)

第3条 センターは所長、副所長、所員をもって組織する。

2 所長は、環境科学国際センター研究所長をもって充てる。

3 副所長は、環境科学国際センター研究企画室長をもって充てる。

4 所員は、以下の職員をもって構成する。

(1) 環境科学国際センター研究推進室副室長（温暖化対策担当所管）

(2) 環境科学国際センター温暖化対策担当の職員

(3) 環境科学国際センターの以下の担当の職員のうち所長が指定する者

ア 大気環境担当

イ 自然環境担当

ウ 資源循環・廃棄物担当

エ 化学物質・環境放射能担当

オ 水環境担当

カ 土壌・地下水・地盤担当

(4) 温暖化対策課実行計画担当の職員

### (その他)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項については別に定める。

### 附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。